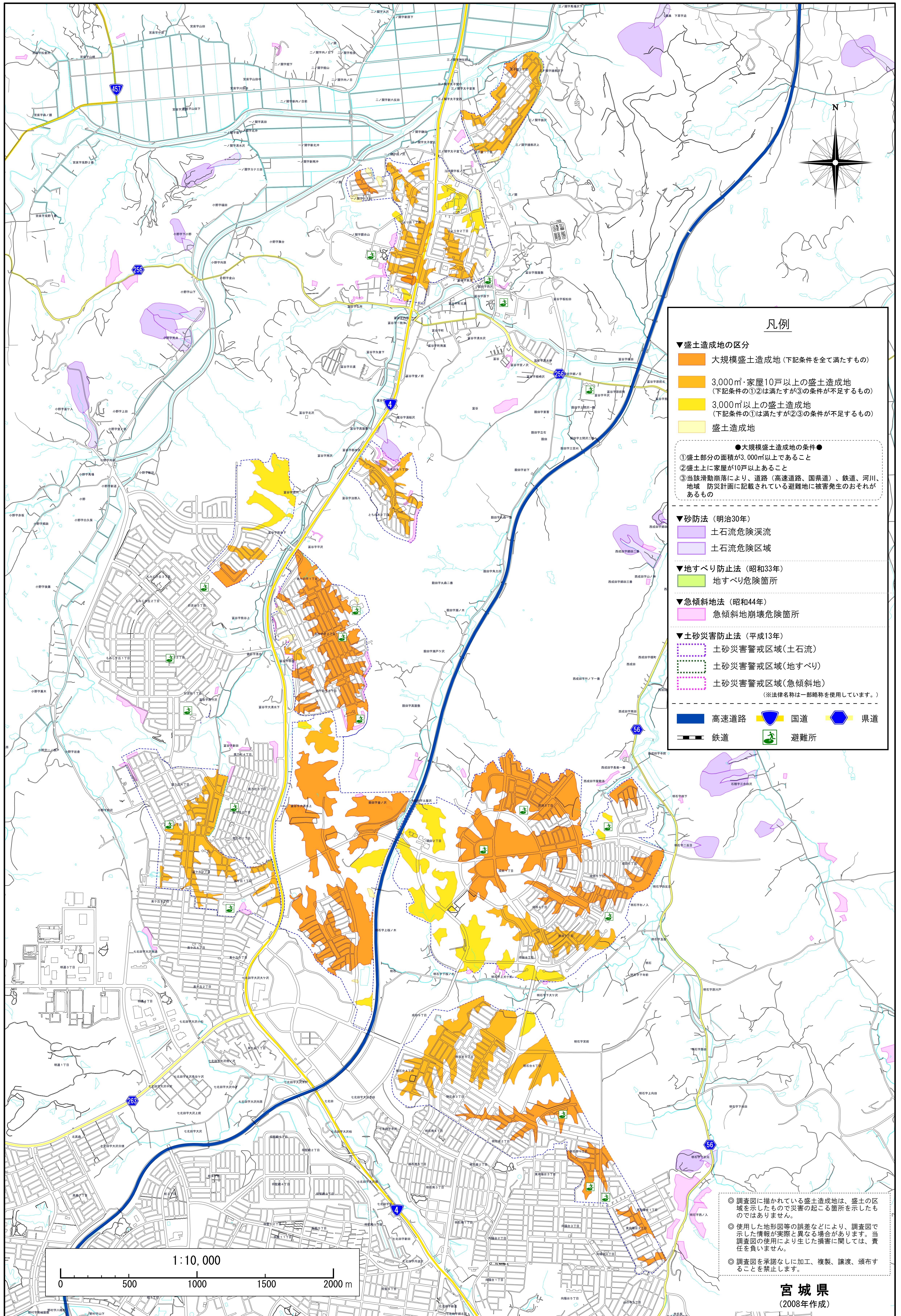


1/10,000 盛土調査図 (黒川郡富谷町)



凡例

▼盛土造成地の区分

- 大規模盛土造成地 (下記条件を全て満たすもの)
- 3,000㎡・家屋10戸以上の盛土造成地 (下記条件の①②は満たすが③の条件が不足するもの)
- 3,000㎡以上の盛土造成地 (下記条件の①は満たすが②③の条件が不足するもの)
- 盛土造成地

●大規模盛土造成地の条件●

- 盛土部分の面積が3,000㎡以上であること
- 盛土上に家屋が10戸以上あること
- 当該滑动崩落により、道路(高速道路、国道)、鉄道、河川、地域、防災計画に記載されている避難地に被害発生のおそれがあるもの

▼砂防法(明治30年)

- 土石流危険渓流
- 土石流危険区域

▼地すべり防止法(昭和33年)

- 地すべり危険箇所

▼急傾斜地法(昭和44年)

- 急傾斜地崩壊危険箇所

▼土砂災害防止法(平成13年)

- 土砂災害警戒区域(土石流)
- 土砂災害警戒区域(地すべり)
- 土砂災害警戒区域(急傾斜地)

(※法律名称は一部略称を使用しています。)

■ 高速道路 ■ 国道 ■ 県道
— 鉄道 ■ 避難所

◎ 調査図に描かれている盛土造成地は、盛土の区域を示したもので災害の起こる箇所を示したものではありません。

◎ 使用した地形図等の誤差などにより、調査図で示した情報が実際と異なる場合があります。当調査図の使用により生じた損害に関しては、責任を負いません。

◎ 調査図を承諾なしに加工、複製、譲渡、頒布することを禁止します。

